

処 分 基 準

平成30年1月4日作成

法 令 名：	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律
根 拠 条 項：	第19条第1項
処 分 の 概 要：	過積載車両に係る自動車運転代行業者に対する指示
原権者（委任先）：	東京都公安委員会
法 令 の 定 め：	○ 道路交通法 第58条の4
処 分 基 準：	「過積載を防止するため必要な運行の管理を行っている」と認められないときとは、車両の使用者として通常行うべき運行の管理を十分に行っていないため、その結果としてその車両について過積載が行われたものと認められるような場合であり、具体的には ・ 同一の車両について過積載行為が繰り返されたような場合 ・ 同一の使用者の管理の下にある複数の車両について過積載が行われたような場合 ・ 使用者が運転者に対し過積載をすることを誘発するような行為をしていた場合などである。
問 合 せ 先：	交通部交通執行課交通執行第2係(電話03-3581-4321 内線51145)
備 考：	